お葬式にまつわる常識

お葬式を営むためには、さまざまな約束事がありま す。事前に知っておきましょう。

死後24時間経過しないと、火葬できない

「墓地・埋葬等に関する法律」では、死後24時間が経過しなければ、火葬することはできないと定められています。

葬儀の日程は、自分の都合だけでは決められない

葬儀の日程は、火葬場の空き具合、宗教者の都合、葬儀式場の空き具合によって決まりますので注意しましょう。

ご遺体をどこに安置するか、決めておく

病院などでお亡くなりになられた場合、自宅にいったん安置するのか、葬儀社の安置室に安置するのかを決めておかないと、その時になってあわてることになります。どこの会場を利用するのかも予め決めておくといいでしょう。

宗旨宗派を確認しておく

宗教式の葬儀の場合は、自分の家の宗旨宗派でおこなうため、前もって調べておきましょう。特に菩提寺をお持ちの方は、葬儀の打ち合わせ段階から菩提寺と確認しあうことが大切です。

役所への死亡届の提出が必要

ご遺体の安置後、葬儀社と葬儀の内容について 打ち合わせをおこなう前に、市区町村役場に死亡診 断書または死体検案書を添えて死亡届を提出し、埋・ 火葬許可証を発行してもらう必要があります。ほとんど の場合、届け出は葬儀社が代行します。